

再々評価個表

事業名	広域河川改修事業	事業主体	愛媛県
施設・工区名等	おおかわ (二)大川	事業箇所	松山市 わけまち ほりえちょう 和気町～堀江町
事業主旨	<p>本河川は伊予灘に面した松山市の工業地域、住宅地域、商業地域を流下しているが河積が狭小であるため、浸水被害が発生している。</p> <p>このため、河積の拡大、内水排除、塩害防止等を行い、洪水時における浸水被害の軽減を図り、住民生活及び生産活動の安定を図るものである。</p>		
再評価の実施理由	「再々評価実施後5年が経過して継続中」の交付金事業		

1. 流域の概要

<p>大川は、松山市 <small>いわいだににしまちみゆきじやま</small> 祝谷西町御幸寺山に発し、<small>よしふじがわ くまがわ</small> 吉藤川・久万川の支川をあわせ、松山市 <small>かつおかちょう ほりえわん</small> 勝岡町の堀江湾に注ぐ河川であり、流域面積24.1km²、流路延長8.5kmの二級河川である。</p> <p>流域の上流部には山地が多く存在するが、平地部の河道周辺は高度に都市化された市街地となっている。中流部は水田が多い田園地帯となり、下流部は再び工場や宅地が密集する市街地となっている。</p>
--

2. 事業概要及び事業経緯

事業採択	昭和45年	完成予定	平成30年
用地着手	昭和45年	工事着手	昭和47年
全体事業費	5,100百万円(うち用地費:1,463百万円)		
(1) 事業概要	計画延長2,650m 築堤1,584m ³ 、掘削146,440m ³ 、 護岸27,285m ² 、水門1基、道路橋5橋、鉄道橋1橋		
(2) 事業経緯	昭和45年 小規模河川改修事業採択 平成15年6月 河川整備基本方針策定 平成16年11月 河川整備計画策定		

3. 事業の必要性及び整備効果等

(1)事業の必要性	<p>事業区間の未改修区間においては、河道が狭小な人家密集地が残されており、治水上のネック箇所となっているため、家屋や農地に浸水被害が発生していることから、河積の拡大や横断工作物の改築を行うことにより、浸水被害軽減を図る必要がある。</p>
(2)事業の整備効果	<p>大川は、年超過確率1/50（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50（2%）である）の規模の洪水を安全に流下させることを目的に河川改修を行っており、これにより家屋1,594戸、農家38戸、事業所179戸、農地35haの浸水被害の軽減を図ることができる。</p>
(3)事業を巡る社会経済情勢等の変化	<p>【地域の協力体制】 改修工事による浸水被害軽減の効果は大きく地元における事業に対する評価は高い。用地買収についても、地元地権者の協力が得られており、順調に進んでいる。</p> <p>【地域事業に対する社会的評価】 事業の進捗に伴い、浸水被害は軽減されており、地元の事業に対する評価は高い。</p>

4. 事業の進捗状況及び進捗の見込み

(うち用地費) H24末投資事業費	(1,387百万円) [進捗率：94.8%] (事業費換算) 4,074百万円 [進捗率：79.9%] (事業費換算)
(1)事業の進捗状況	<p>平成24年度末において、事業進捗率で79.9%、用地買収についても94.8%の進捗率となっている。また、整備済延長は約1.63kmであり、特に問題もなく整備が図られており、今後とも順調な事業の進捗が見込まれる。</p>
(2)これまでの整備効果	<p>下流部より約1.63kmの整備が完成しており、河積の拡大により浸水被害の軽減が図られている。</p>
(3)今後の事業進捗の見込み	<p>地元の協力も得られており、今後とも順調な事業進捗が見込まれ、平成30年度事業完了に向けて事業の進捗を図る。</p>

5. 事業の投資効果（費用対効果分析）

（1）費用便益比

C：総費用 = 11,192百万円
・建設費 10,742百万円
・維持管理費 450百万円

B：総便益 = 247,331百万円

- ・一般資産被害（家屋、家庭用品、事業所、農漁家）及び農作物被害
 - ・公共土木施設等被害（県道松山港内宮線、市道）等
 - ・間接被害（営業停止損失、家庭・事業所の応急対策費用）
 - ・想定氾濫区域内の資産
 - ・残存価値
- | | | | |
|-----|--------|----|------|
| 家屋 | 1,594戸 | 農家 | 38戸 |
| 事業所 | 179事業所 | 農地 | 35ha |

$B/C = 247,331 / 11,192 = 22.10$

6. コスト縮減や代替案立案等の可能性

工事施工にあたっては、埋戻材料及び盛土材料に建設発生材料を有効活用し、コスト縮減を図る。

また、残土搬出については、公共工事間流用が図れるよう、各関係機関との情報交換を積極的に行う。

7. その他

環境に配慮した河川改修を目的とし、生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため環境保全型護岸を使用する。

8. 対応方針（素案）

本事業を『継続』としたい。